

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年11月28日提出
【計算期間】	第27期（自 2022年3月1日 至 2022年8月29日）
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 和子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【事務連絡者氏名】	岡本 元樹
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【電話番号】	03 - 5962 - 9165
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、マザーファンド^{*}を通じて、主としてわが国の株式に投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

^{*}マザーファンドは、アライアンス・パースタイン・日本バリュー株マザーファンドです。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分・・・追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分・・・国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分・・・株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年 1 回	グローバル ()	ファミリー ファンド
一般	年 2 回	日本	
大型株		北米	
中小型株	年 4 回	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ
債券	年 6 回 (隔月)	アジア	
一般		オセアニア	
公債		中南米	
社債	年12回 (毎月)	アフリカ	
その他債券	日々	中近東 (中東)	
クレジット属性 ()		エマージング	
不動産投信	その他 ()		
その他資産 (投資信託証券 (株式))			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分・・・その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式））」に分類されます。

・決算頻度による属性区分・・・年 2 回

目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分・・・日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分・・・ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

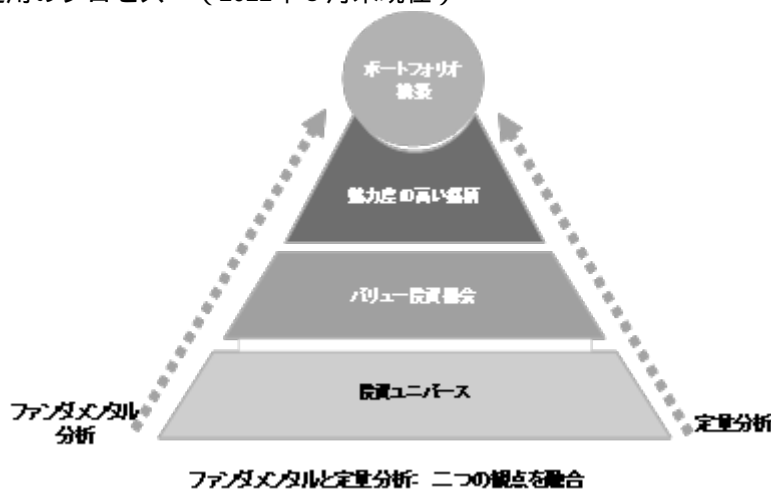
ファンドの特色

a. マザーファンドを通じて、主としてわが国の株式に投資します。

b. ボトムアップ・アプローチをベースとしたバリュー株式運用を行います。

- 本来の収益力と比べ、株価が過小評価された銘柄（＝割安株）をリサーチによって抽出することが可能であるという信念のもと、企業のファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させた個別銘柄選択を付加価値の源泉としたボトムアップによるバリュー株式運用を行います。

<運用のプロセス>（2022年8月末現在）



- ・ TOPIX採用銘柄を中心とした投資ユニバースから計量収益モデルによる絞り込みを行い、割安な投資機会（バリュー投資機会）として抽出します。
- ・ その割安な投資機会として抽出された銘柄を中心に、ファンダメンタル・アナリストが徹底したリサーチに基づく財務予測を行います。
- ・ 全てのリサーチ結果は日本バリュー株式ポートフォリオ・マネジャーとアナリストの議論を通じて品質管理を行い、リサーチ品質が承認された銘柄のうち、株価と長期的な潜在収益力との関係から見て割安と認められる銘柄がポートフォリオの組入対象になります。
- ・ 日本バリュー株式ポートフォリオ・マネジャーは、ファンダメンタル・アナリストによる企業の財務予測とクオンツ・アナリストが構築した計量モデル・フレームワークを活用して、投資判断を行います。
- ・ 株式の組入れは、通常の状態では、フル・インベストメントを基本とします。

<運用体制>

- 委託会社の日本バリュー株式運用チームのファンダメンタル・アナリストによるリサーチとクオンツ・アナリストによる計量モデル・フレームワークに基づいて、日本バリュー株式ポートフォリオ・マネジャーが運用します。

- ・ アライアンス・バーンスタイン（以下「A B」）^{*}のバリュー株式運用チームの海外のアナリストおよびアドバイザリー・メンバー^{**}とも情報および意見交換を行います。

^{*}アライアンス・バーンスタインおよびA Bには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

^{**} アドバイザリー・メンバーは、アジアおよびグローバルのバリュー株式運用担当者で構成されています。

上記の内容は、今後変更する場合があります。

c. TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。

ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断する基準となるものです。一般にわが国の株式市場のベンチマークとしては、TOPIXが使用されています。当ファンドは、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。またベンチマークを上回る運用成果を保証するものではありません。ベンチマークは今後見直す場合があります。

d. マザーファンドの運用の一部は、A Bのグループ会社に委託することがあります。

●運用指図に関する権限委託：株式等の運用

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

●委託先（投資顧問会社）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするA Bは、総額約6,468億米ドル（2022年6月末現在、約87.9兆円^{*}）の資産を運用し、米国をはじめ世界26の国・地域、51都市（2022年6月末現在）に拠点を有しています。

^{*} 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝135.855円（2022年6月30日のWMロイター）を用いております。

e. ファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2009年2月24日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

2018年5月25日 信託期間満了日を2019年2月27日から2024年2月27日に変更。

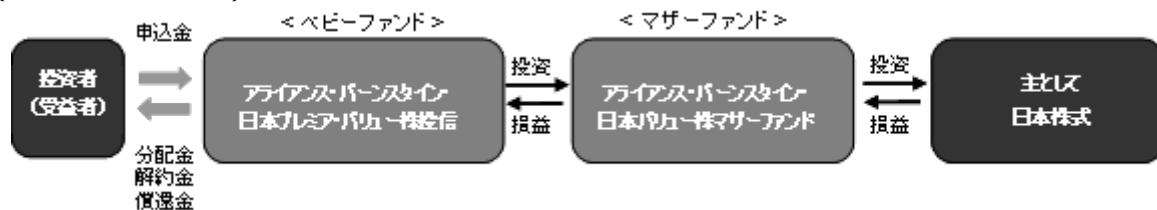
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

（ファンドの仕組み）

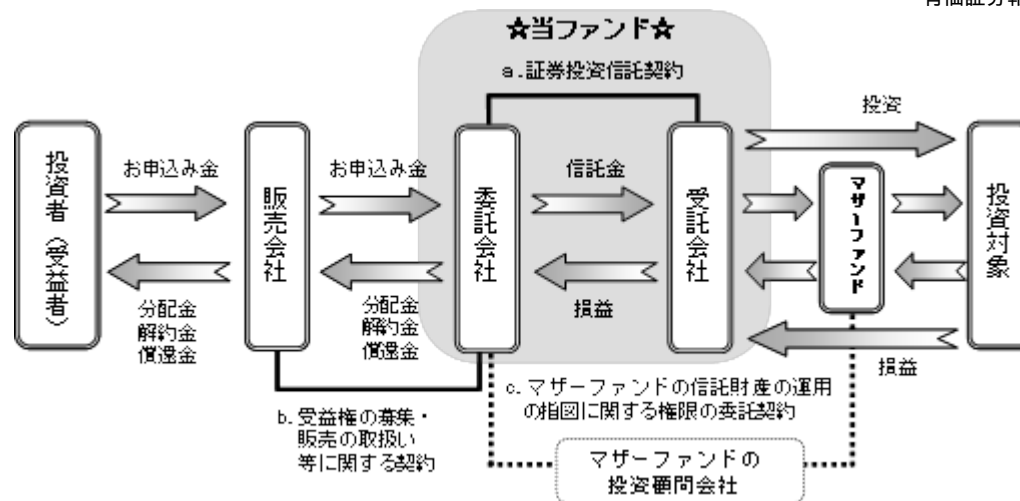


ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。

マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。

ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合があります。

新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。



< 販売会社 >

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

< 委託会社 >

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

< 受託会社 >

野村信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

< マザーファンドの投資顧問会社 >

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c. マザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において締結するマザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」には、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。(2022年8月末現在)

b．委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c．大株主の状況

(2022年8月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市コマー・ストリート501	32,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用態度

- a．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
- b．ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュー株式運用を行います。
- c．株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- d．株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- e．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券に投資します。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) デリバティブ取引に係る権利
 - (ハ) 金銭債権
 - (ニ) 約束手形
- b．次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券

- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f. 特定目的会社に係る特定社債券
 - g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券
 - i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
 - j. コマーシャル・ペーパー
 - k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券
 - n. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券
 - o. 外国貸付債権信託受益証券
 - p. オプションを表示する証券または証書
 - q. 預託証書
 - r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s. 指定金銭信託の受益証券
 - t. 抵当証券
 - u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 の a. から d. までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）の一部を以下の者に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として、毎年2月27日および8月27日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- c．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

（収益分配金に関する留意事項）

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (イ) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金

に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

a．株式への投資割合

株式への実質投資割合^{*}には、制限を設けません。

^{*} 実質投資割合とは、当ファンドの信託財産に属する各資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する各資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するものとみなした額との合計額の、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

また、当ファンドの信託財産に属するものとみなした額とは、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b．投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

d．投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

e．同一銘柄の株式等への投資割合

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

f．株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

g．実質外貨建資産への投資は行いません。

h．先物取引等の運用指図

(イ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

(ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i．スワップ取引の運用指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(二) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j．金利先渡取引の運用指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(二) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ) 本j．に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

k．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

l．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令により禁止または制限される取引等

a．同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a．信用取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b．有価証券貸付けの指図および範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の()および()の範囲で貸付けの指図をすることができます。

() 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価金額の合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。

() 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)()および()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

c．一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

d．資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

（参考）マザーファンドの投資方針等

（アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド）

基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

a．投資対象

主としてわが国の株式に投資します。

b．運用態度

- （イ）主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
- （ロ）ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュー株式運用を行います。
- （ハ）株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- （ニ）株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- （ホ）当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

c．主な投資制限

- （イ）株式への投資割合は制限を設けません。
- （ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ハ）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ニ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ホ）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ヘ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ト）外貨建資産への投資は行いません。
- （チ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、その株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

インデックスの下落に伴うリスク

当ファンドは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

運用関連部門においては、A Bのバリュース株式運用チームのシニア投資プロフェッショナルで構成されるリスク管理グループが定めたリスク管理のフレームワークに基づいて、日本バリュース株式ポートフォリオ・マネジャーが、ポートフォリオのリスク管理を行っています。

運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

<参考情報>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2017年9月末の基準価額を10,000として指数化しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI 国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。
- MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%））が上限となっています。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金を再投資する自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額^{*}

換金の申込みを受付けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の基準価額に0.4%の率を乗じて得た額とします。

^{*} 信託期間の途中で換金する場合に、基準価額から控除される額で、運用の安定性を高めるとともに長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために、信託財産中に留保されるものです。

(3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率1.4729%（税抜1.339%）。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.65%	委託した資金の運用、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.65%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.039%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

マザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

ファンドの信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

その他の費用

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額は信託財産中から支払われます。
- 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資する収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおいても、上記a.およびb.に記載されている費用を負担します。

その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

- 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用

- b．有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- c．目論見書作成、印刷および交付に係る費用
- d．運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e．受益権の管理事務に係る費用
- f．信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- g．この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- h．信託財産の監査に係る費用
- ．この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。上記およびのうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用です。
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a．個人の受益者に対する課税

（イ） 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用が可能です。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（ロ） 損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ） 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

益金不算入制度の適用はありません。詳細につきましては、税務の専門家に確認されることをお勧めします。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

上記は、2022年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2022年 8月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	310,217,519	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,346	0.00
合計(純資産総額)		310,205,173	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2022年 8月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ 日本バリュースタッフファンド	82,700,413	3.7123	307,008,744	3.7511	310,217,519	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2022年 8月31日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.00
合計		100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2022年 8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8期計算期間末（2013年 2月27日）	491	491	15,463	15,463
第9期計算期間末（2013年 8月27日）	1,854	1,861	18,196	18,266
第10期計算期間末（2014年 2月27日）	2,415	2,431	19,370	19,500
第11期計算期間末（2014年 8月27日）	2,170	2,194	20,144	20,364
第12期計算期間末（2015年 2月27日）	1,602	1,616	24,074	24,284
第13期計算期間末（2015年 8月27日）	1,325	1,340	22,724	22,974
第14期計算期間末（2016年 2月29日）	929	929	19,634	19,634
第15期計算期間末（2016年 8月29日）	920	932	20,156	20,426
第16期計算期間末（2017年 2月27日）	732	739	24,030	24,250
第17期計算期間末（2017年 8月28日）	590	598	24,854	25,194
第18期計算期間末（2018年 2月27日）	577	582	27,770	28,040
第19期計算期間末（2018年 8月27日）	505	505	26,357	26,357

第20期計算期間末	(2019年 2月27日)	437	437	23,961	23,961
第21期計算期間末	(2019年 8月27日)	378	378	21,644	21,644
第22期計算期間末	(2020年 2月27日)	350	355	22,411	22,741
第23期計算期間末	(2020年 8月27日)	355	355	22,051	22,051
第24期計算期間末	(2021年 3月 1日)	381	385	26,136	26,416
第25期計算期間末	(2021年 8月27日)	311	316	26,309	26,669
第26期計算期間末	(2022年 2月28日)	298	302	26,395	26,735
第27期計算期間末	(2022年 8月29日)	308	313	26,918	27,308
2021年 8月末日		320	—	26,778	—
9月末日		330	—	28,033	—
10月末日		322	—	27,770	—
11月末日		302	—	26,217	—
12月末日		307	—	26,919	—
2022年 1月末日		300	—	26,508	—
2月末日		298	—	26,395	—
3月末日		312	—	27,296	—
4月末日		306	—	27,012	—
5月末日		305	—	27,030	—
6月末日		300	—	26,605	—
7月末日		307	—	27,156	—
8月末日		310	—	27,200	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第8期計算期間	2012年 8月28日～2013年 2月27日	0
第9期計算期間	2013年 2月28日～2013年 8月27日	70
第10期計算期間	2013年 8月28日～2014年 2月27日	130
第11期計算期間	2014年 2月28日～2014年 8月27日	220
第12期計算期間	2014年 8月28日～2015年 2月27日	210
第13期計算期間	2015年 2月28日～2015年 8月27日	250
第14期計算期間	2015年 8月28日～2016年 2月29日	0
第15期計算期間	2016年 3月 1日～2016年 8月29日	270
第16期計算期間	2016年 8月30日～2017年 2月27日	220
第17期計算期間	2017年 2月28日～2017年 8月28日	340
第18期計算期間	2017年 8月29日～2018年 2月27日	270
第19期計算期間	2018年 2月28日～2018年 8月27日	0
第20期計算期間	2018年 8月28日～2019年 2月27日	0
第21期計算期間	2019年 2月28日～2019年 8月27日	0
第22期計算期間	2019年 8月28日～2020年 2月27日	330
第23期計算期間	2020年 2月28日～2020年 8月27日	0
第24期計算期間	2020年 8月28日～2021年 3月 1日	280
第25期計算期間	2021年 3月 2日～2021年 8月27日	360
第26期計算期間	2021年 8月28日～2022年 2月28日	340
第27期計算期間	2022年 3月 1日～2022年 8月29日	390

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第8期計算期間	2012年 8月28日～2013年 2月27日	29.3

第9期計算期間	2013年 2月28日～2013年 8月27日	18.1
第10期計算期間	2013年 8月28日～2014年 2月27日	7.2
第11期計算期間	2014年 2月28日～2014年 8月27日	5.1
第12期計算期間	2014年 8月28日～2015年 2月27日	20.6
第13期計算期間	2015年 2月28日～2015年 8月27日	4.6
第14期計算期間	2015年 8月28日～2016年 2月29日	13.6
第15期計算期間	2016年 3月 1日～2016年 8月29日	4.0
第16期計算期間	2016年 8月30日～2017年 2月27日	20.3
第17期計算期間	2017年 2月28日～2017年 8月28日	4.8
第18期計算期間	2017年 8月29日～2018年 2月27日	12.8
第19期計算期間	2018年 2月28日～2018年 8月27日	5.1
第20期計算期間	2018年 8月28日～2019年 2月27日	9.1
第21期計算期間	2019年 2月28日～2019年 8月27日	9.7
第22期計算期間	2019年 8月28日～2020年 2月27日	5.1
第23期計算期間	2020年 2月28日～2020年 8月27日	1.6
第24期計算期間	2020年 8月28日～2021年 3月 1日	19.8
第25期計算期間	2021年 3月 2日～2021年 8月27日	2.0
第26期計算期間	2021年 8月28日～2022年 2月28日	1.6
第27期計算期間	2022年 3月 1日～2022年 8月29日	3.5

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第8期計算期間	2012年 8月28日～2013年 2月27日	37,716,546	52,726,555	318,127,193
第9期計算期間	2013年 2月28日～2013年 8月27日	783,669,090	82,855,068	1,018,941,215
第10期計算期間	2013年 8月28日～2014年 2月27日	482,287,122	254,193,557	1,247,034,780
第11期計算期間	2014年 2月28日～2014年 8月27日	91,255,055	260,653,093	1,077,636,742
第12期計算期間	2014年 8月28日～2015年 2月27日	97,828,280	509,750,230	665,714,792
第13期計算期間	2015年 2月28日～2015年 8月27日	104,067,194	186,315,121	583,466,865
第14期計算期間	2015年 8月28日～2016年 2月29日	20,007,156	129,852,781	473,621,240
第15期計算期間	2016年 3月 1日～2016年 8月29日	14,971,146	32,065,439	456,526,947
第16期計算期間	2016年 8月30日～2017年 2月27日	40,341,899	192,004,554	304,864,292
第17期計算期間	2017年 2月28日～2017年 8月28日	22,593,084	89,769,926	237,687,450
第18期計算期間	2017年 8月29日～2018年 2月27日	38,133,930	68,006,688	207,814,692
第19期計算期間	2018年 2月28日～2018年 8月27日	6,468,737	22,664,225	191,619,204
第20期計算期間	2018年 8月28日～2019年 2月27日	8,049,567	17,058,944	182,609,827
第21期計算期間	2019年 2月28日～2019年 8月27日	4,359,892	12,034,902	174,934,817
第22期計算期間	2019年 8月28日～2020年 2月27日	4,711,579	23,275,053	156,371,343
第23期計算期間	2020年 2月28日～2020年 8月27日	10,693,583	5,850,096	161,214,830
第24期計算期間	2020年 8月28日～2021年 3月 1日	4,904,366	19,995,338	146,123,858
第25期計算期間	2021年 3月 2日～2021年 8月27日	6,507,922	34,062,983	118,568,797
第26期計算期間	2021年 8月28日～2022年 2月28日	9,388,833	14,907,926	113,049,704
第27期計算期間	2022年 3月 1日～2022年 8月29日	5,227,606	3,547,510	114,729,800

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド

(1)投資状況

2022年 8月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	298,386,337	96.18
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	11,834,163	3.81
合計(純資産総額)		310,220,500	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

2022年 8月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,980	3,303.12	13,146,417	3,769.00	15,000,620	4.83
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2,325	4,119.21	9,577,163	4,194.00	9,751,050	3.14
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	1,370	5,833.26	7,991,572	6,996.00	9,584,520	3.08
4	日本	株式	E N E O Sホールディングス	石油・石炭製品	17,000	455.55	7,744,350	523.60	8,901,200	2.86
5	日本	株式	スズキ	輸送用機器	1,795	4,486.57	8,053,393	4,879.00	8,757,805	2.82
6	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	12,050	712.62	8,587,071	721.10	8,689,255	2.80
7	日本	株式	三井不動産	不動産業	3,005	2,562.63	7,700,703	2,823.50	8,484,617	2.73
8	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	760	11,799.70	8,967,772	11,135.00	8,462,600	2.72
9	日本	株式	日本新薬	医薬品	1,105	7,452.03	8,234,493	7,650.00	8,453,250	2.72
10	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,160	3,524.67	7,613,287	3,724.00	8,043,840	2.59
11	日本	株式	日本ゼオン	化学	5,650	1,339.21	7,566,582	1,343.00	7,587,950	2.44
12	日本	株式	三菱商事	卸売業	1,615	3,885.57	6,275,195	4,564.00	7,370,860	2.37
13	日本	株式	B I P R O G Y	情報・通信業	2,280	3,041.16	6,933,844	3,100.00	7,068,000	2.27
14	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	1,430	4,394.44	6,284,049	4,530.00	6,477,900	2.08
15	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	7,770	816.53	6,344,438	822.00	6,386,940	2.05
16	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	3,900	1,524.08	5,943,912	1,602.50	6,249,750	2.01
17	日本	株式	パーク24	不動産業	3,080	1,778.37	5,477,379	1,996.00	6,147,680	1.98
18	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1,075	5,587.19	6,006,229	5,533.00	5,947,975	1.91
19	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	835	6,489.00	5,418,315	7,080.00	5,911,800	1.90
20	日本	株式	オリックス	その他金融業	2,560	2,283.48	5,845,730	2,296.00	5,877,760	1.89
21	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	800	6,816.62	5,453,301	7,239.00	5,791,200	1.86
22	日本	株式	アスクル	小売業	3,130	1,661.61	5,200,839	1,847.00	5,781,110	1.86
23	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,730	2,157.64	5,890,383	2,101.50	5,737,095	1.84
24	日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	720	8,608.09	6,197,824	7,820.00	5,630,400	1.81
25	日本	株式	東ソー	化学	3,080	1,789.11	5,510,458	1,807.00	5,565,560	1.79
26	日本	株式	ニチレイ	食料品	2,170	2,531.44	5,493,224	2,491.00	5,405,470	1.74
27	日本	株式	UTグループ	サービス業	1,880	3,389.48	6,372,231	2,807.00	5,277,160	1.70
28	日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	1,840	2,068.00	3,805,120	2,866.00	5,273,440	1.69
29	日本	株式	S C R E E Nホールディングス	電気機器	560	11,115.92	6,224,915	9,380.00	5,252,800	1.69
30	日本	株式	エア・ウォーター	化学	2,940	1,672.98	4,918,572	1,750.00	5,145,000	1.65

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2022年 8月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
----	---------	----	---------

株式	国内	情報・通信業	14.07	
		電気機器	10.96	
		輸送用機器	10.03	
		化学	7.00	
		小売業	6.49	
		銀行業	5.94	
		食料品	4.97	
		不動産業	4.71	
		サービス業	4.63	
		医薬品	3.76	
		陸運業	3.25	
		非鉄金属	3.00	
		機械	2.92	
		石油・石炭製品	2.86	
		卸売業	2.37	
		パルプ・紙	2.05	
		その他金融業	1.89	
		ガラス・土石製品	1.69	
		建設業	1.28	
		ゴム製品	1.18	
		その他製品	1.01	
		小計		96.18
		合計		96.18

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

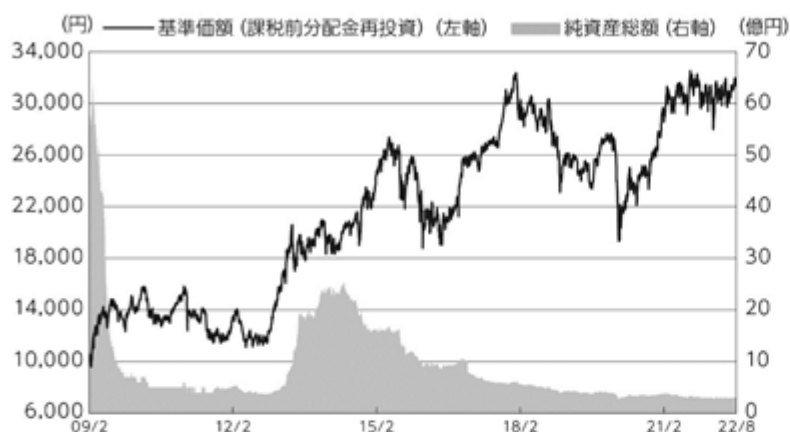
運用実績

基準日：2022年8月31日

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移

基準価額	27,200円	純資産総額	3.1億円
------	---------	-------	-------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第23期	2020年8月	0円
第24期	2021年3月	280円
第25期	2021年8月	360円
第26期	2022年2月	340円
第27期	2022年8月	390円
	設定来累計	3,680円

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは
分配金が支払われない場合があります。

資産構成比率

組入資産	比率(%)
マザーファンド	100.0
現金等	0.0
合計	100.0

主要な資産の状況(マザーファンドベース)

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入しています)。

組入上位10銘柄

(銘柄数:54銘柄)

	銘柄名	セクター	市場	組入比率(%)
1	日本電信電話	コミュニケーション・サービス	東証プライム市場	4.8
2	三井住友フィナンシャルグループ	金融	東証プライム市場	3.1
3	日立製作所	資本財・サービス	東証プライム市場	3.1
4	ENEOSホールディングス	エネルギー	東証プライム市場	2.9
5	スズキ	一般消費財・サービス	東証プライム市場	2.8
6	三菱UFJフィナンシャル・グループ	金融	東証プライム市場	2.8
7	三井不動産	不動産	東証プライム市場	2.7
8	ソニーグループ	一般消費財・サービス	東証プライム市場	2.7
9	日本新薬	ヘルスケア	東証プライム市場	2.7
10	本田技研工業	一般消費財・サービス	東証プライム市場	2.6
組入上位10銘柄計				30.3

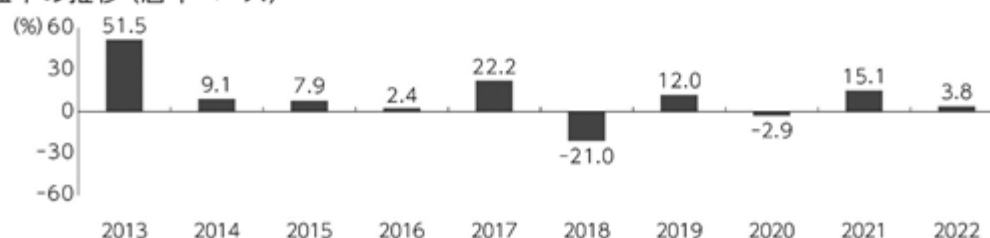
上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

セクターは、MSCI/S&PのGlobal Industry Classification Standard(GICS)の分類で区分しています。

セクター別配分

セクター	組入比率(%)
資本財・サービス	20.7
一般消費財・サービス	20.2
情報技術	10.5
生活必需品	9.2
素材	9.0
コミュニケーション・サービス	8.1
金融	7.8
不動産	4.0
ヘルスケア	3.8
エネルギー	2.9
株式先物	-
現金その他	3.8
合計	100.0

年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2022年は基準日までの収益率を表示しています。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

取得申込みの受付時間は、午後3時までとし、その時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 取扱いコース

収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースやコースおよび自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) 申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

(4) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

(5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%））が上限となっています。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

(6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みを取消すことがあります。

なお、取得申込みの受付の中止または取消しを行う事情等によっては、収益分配金の再投資に限り受け付けることがあります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付を行います。

換金申込みの受付時間は、午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求にて換金するときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求にて換金を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 換金価額

換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。

換金価額は、販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金手数料

ありません。

(5) 信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に0.4%の率を乗じて得た額とします。

(6) 換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の制限について

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付けを取消すことがあります。換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件当たり5億円を超える換金の申込みは行えません。この他に、1日1件当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額および受付時間に制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に、「日本バリ」の略称で掲載されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	原則として、計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2009年2月24日）から2024年2月27日までです。

ただし、信託の終了日は、信託約款の定めに従い信託期間を延長することがあります。

また、下記「(5)その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月28日から8月27日まで、および8月28日から翌年2月27日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に該当するときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．以下の事由に該当する場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

（イ）信託元本が30億円を下回ったとき

（ロ）受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

b．委託会社は、上記a．の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c．上記b．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．上記b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e．上記b．からd．までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b．からd．までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

f．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「 信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。

b．委託会社は、上記a．の事項（信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c．上記b．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．上記b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

e．上記b．からd．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

f．上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

g．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記に掲げる方法にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a．他の受益者の氏名または名称および住所
- b．他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改等

- a．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

- b．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a. 「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位または委託会社の指定する販売会社が委託会社の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期（2022年3月1日から2022年8月29日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第26期 (2022年 2月28日現在)	第27期 (2022年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	814,932	860,882
親投資信託受益証券	297,569,064	308,066,565
未収入金	6,400,000	6,900,000
流動資産合計	304,783,996	315,827,447
資産合計	304,783,996	315,827,447
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,843,689	4,474,462
未払解約金	7,010	139,084
未払受託者報酬	69,147	65,116
未払委託者報酬	2,304,752	2,170,467
未払利息	2	2
その他未払費用	161,117	151,726
流動負債合計	6,385,717	7,000,857
負債合計	6,385,717	7,000,857
純資産の部		
元本等		
元本	113,049,704	114,729,800
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	185,348,575	194,096,790
（分配準備積立金）	43,305,983	47,637,959
元本等合計	298,398,279	308,826,590
純資産合計	298,398,279	308,826,590
負債純資産合計	304,783,996	315,827,447

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第26期 (自 2021年 8月28日 至 2022年 2月28日)	第27期 (自 2022年 3月 1日 至 2022年 8月29日)
営業収益		
有価証券売買等損益	8,118,798	12,669,507
営業収益合計	8,118,798	12,669,507
営業費用		
支払利息	148	115
受託者報酬	69,147	65,116
委託者報酬	2,304,752	2,170,467
その他費用	161,118	151,745
営業費用合計	2,535,165	2,387,443
営業利益又は営業損失（ ）	5,583,633	10,282,064
経常利益又は経常損失（ ）	5,583,633	10,282,064
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,583,633	10,282,064
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,715,277	175,927
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	193,370,187	185,348,575
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,210,556	8,901,260
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,210,556	8,901,260
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,256,835	5,784,720
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,256,835	5,784,720
分配金	3,843,689	4,474,462
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	185,348,575	194,096,790

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第27期 (自 2022年 3月 1日 至 2022年 8月29日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2022年3月1日から 2022年8月29日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第26期 (自 2021年 8月28日 至 2022年 2月28日)	第27期 (自 2022年 3月 1日 至 2022年 8月29日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

第26期 (2022年 2月28日現在)	第27期 (2022年 8月29日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 113,049,704口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 114,729,800口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.6395円 (10,000口当たり純資産額 26,395円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.6918円 (10,000口当たり純資産額 26,918円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第26期 (自 2021年 8月28日 至 2022年 2月28日)	第27期 (自 2022年 3月 1日 至 2022年 8月29日)																																								
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円																																								
2. 分配金の計算過程 2021年8月28日から2022年2月28日まで 計算期末における分配対象金額189,192,264円（10,000口当たり16,735円）のうち、3,843,689円（10,000口当たり340円）を分配金額としております。 <table> <tr> <th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A - 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B 3,868,406円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 142,042,592円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 43,281,266円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 189,192,264円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 113,049,704口</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000 16,735円</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 340円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 3,843,689円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A - 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 3,868,406円	収益調整金額	C 142,042,592円	分配準備積立金額	D 43,281,266円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 189,192,264円	当ファンドの期末残存口数	F 113,049,704口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 16,735円	10,000口当たりの分配額	H 340円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 3,843,689円	2. 分配金の計算過程 2022年3月1日から2022年8月29日まで 計算期末における分配対象金額198,571,252円（10,000口当たり17,307円）のうち、4,474,462円（10,000口当たり390円）を分配金額としております。 <table> <tr> <th>項目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A - 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B 10,106,112円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 146,458,831円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 42,006,309円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 198,571,252円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 114,729,800口</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000 17,307円</td></tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 390円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 4,474,462円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A - 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 10,106,112円	収益調整金額	C 146,458,831円	分配準備積立金額	D 42,006,309円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 198,571,252円	当ファンドの期末残存口数	F 114,729,800口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 17,307円	10,000口当たりの分配額	H 390円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 4,474,462円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A - 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 3,868,406円																																								
収益調整金額	C 142,042,592円																																								
分配準備積立金額	D 43,281,266円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 189,192,264円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 113,049,704口																																								
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 16,735円																																								
10,000口当たりの分配額	H 340円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 3,843,689円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A - 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 10,106,112円																																								
収益調整金額	C 146,458,831円																																								
分配準備積立金額	D 42,006,309円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 198,571,252円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 114,729,800口																																								
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 17,307円																																								
10,000口当たりの分配額	H 390円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 4,474,462円																																								

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

第26期 (自 2021年 8月28日 至 2022年 2月28日)	第27期 (自 2022年 3月 1日 至 2022年 8月29日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第26期 (2022年 2月28日現在)	第27期 (2022年 8月29日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 （２）時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第26期 (自 2021年 8月28日 至 2022年 2月28日)	第27期 (自 2022年 3月 1日 至 2022年 8月29日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第27期 (自 2022年 3月 1日 至 2022年 8月29日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

第26期 (2022年 2月28日現在)	第27期 (2022年 8月29日現在)
期首元本額 118,568,797円	期首元本額 113,049,704円
期中追加設定元本額 9,388,833円	期中追加設定元本額 5,227,606円
期中一部解約元本額 14,907,926円	期中一部解約元本額 3,547,510円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第26期 (2022年 2月28日現在)	第27期 (2022年 8月29日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,302,030	12,188,703
合計	6,302,030	12,188,703

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（2022年 8月29日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2022年 8月29日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンド	82,987,599	308,066,565	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.8%	82,987,599	308,066,565 100.0%	
	合計			308,066,565	

（注１）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。
 なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

- １．「アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド」の状況
 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

		(単位：円)
対象年月日	(2022年 8月29日現在)	
資産の部		
流動資産		
金銭信託		337,386
コール・ローン		21,780,601
株式		298,707,272
未収配当金		248,190
流動資産合計		321,073,449
資産合計		321,073,449
負債の部		
流動負債		
未払金		6,105,826
未払解約金		6,900,000
未払利息		54
流動負債合計		13,005,880
負債合計		13,005,880
純資産の部		
元本等		
元本		82,987,599
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）		225,079,970
元本等合計		308,067,569
純資産合計		308,067,569
負債純資産合計		321,073,449

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 2022年 3月 1日 至 2022年 8月29日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

(自 2022年 3月 1日 至 2022年 8月29日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（その他の注記）

(2022年 8月29日現在)	
1. 元本の移動	
期首	2022年 3月 1日
期首元本額	83,546,920円
2022年3月1日より2022年8月29日までの期中追加設定元本額	3,520,578円
2022年3月1日より2022年8月29日までの期中一部解約元本額	4,079,899円
期末元本額	82,987,599円
期末元本額の内訳 *	
アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信	82,987,599円
2. 2022年8月29日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.7122円
(10,000口当たり純資産額)	(37,122円)

（注1）* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1. 有価証券明細表

（1）株式（2022年 8月29日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	大東建託	290	13,590.00	3,941,100	
	森永製菓	530	4,020.00	2,130,600	
	アサヒグループホールディングス	950	4,680.00	4,446,000	
	麒麟ホールディングス	2,040	2,250.00	4,590,000	
	ニチレイ	2,230	2,469.00	5,505,870	
	レンゴー	8,020	817.00	6,552,340	
	東ソー	3,180	1,800.00	5,724,000	
	エア・ウォーター	2,940	1,740.00	5,115,600	
	日本ゼオン	4,350	1,337.00	5,815,950	
	ポーラ・オルビスホールディングス	2,210	1,557.00	3,440,970	
	日本新薬	1,130	7,460.00	8,429,800	
	参天製薬	3,200	1,002.00	3,206,400	
	ENEOSホールディングス	17,400	525.90	9,150,660	
	TOYO TIRE	2,170	1,670.00	3,623,900	
	日本特殊陶業	1,840	2,855.00	5,253,200	
	住友金属鉱山	700	4,387.00	3,070,900	
	住友電気工業	4,000	1,604.00	6,416,000	
	アマダ	2,800	1,071.00	2,998,800	
	ローツェ	300	8,460.00	2,538,000	
	I H I	915	3,565.00	3,261,975	
	日立製作所	1,370	6,881.00	9,426,970	
	富士電機	745	5,910.00	4,402,950	
	富士通	105	16,260.00	1,707,300	
	沖電気工業	6,120	749.00	4,583,880	
	ソニーグループ	780	11,295.00	8,810,100	

	S C R E E Nホールディングス	560	9,410.00	5,269,600	
	豊田自動織機	720	7,690.00	5,536,800	
	トヨタ自動車	2,730	2,090.00	5,705,700	
	本田技研工業	2,210	3,669.00	8,108,490	
	スズキ	1,840	4,771.00	8,778,640	
	テイ・エス テック	1,900	1,560.00	2,964,000	
	アシックス	1,230	2,490.00	3,062,700	
	東日本旅客鉄道	800	6,940.00	5,552,000	
	山九	1,000	4,235.00	4,235,000	
	N E C ネットエスアイ	2,840	1,670.00	4,742,800	
	大塚商会	1,470	4,510.00	6,629,700	
	B I P R O G Y	2,340	3,045.00	7,125,300	
	日本電信電話	4,070	3,753.00	15,274,710	
	K A D O K A W A	1,400	2,944.00	4,121,600	
	コナミグループ	835	7,090.00	5,920,150	
	三菱商事	1,655	4,528.00	7,493,840	
	エービーシー・マート	530	5,590.00	2,962,700	
	アスクル	3,230	1,780.00	5,749,400	
	セブン&アイ・ホールディングス	1,075	5,621.00	6,042,575	
	しまむら	135	12,590.00	1,699,650	
	サンドラッグ	1,100	3,440.00	3,784,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,350	725.10	8,954,985	
	三井住友フィナンシャルグループ	2,380	4,189.00	9,969,820	
	オリックス	2,560	2,260.00	5,785,600	
	パーク24	3,180	1,922.00	6,111,960	
	三井不動産	3,075	2,798.50	8,605,387	
	UTグループ	1,880	2,766.00	5,200,080	
	ディップ	1,390	3,610.00	5,017,900	
	アウトソーシング	3,460	1,202.00	4,158,920	
小計	銘柄数：54			298,707,272	
	組入時価比率：97.0%			100.0%	
合 計				298,707,272	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2022年 8月29日現在)

該当事項はありません。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信

2022年 8月31日現在

資産総額	315,294,264 円
負債総額	5,089,091 円
純資産総額（ - ）	310,205,173 円
発行済口数	114,043,985 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7200 円

（参考）アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド

2022年 8月31日現在

資産総額	313,792,597 円
負債総額	3,572,097 円
純資産総額（ - ）	310,220,500 円
発行済口数	82,700,413 口
1口当たり純資産額（ / ）	3.7511 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2022年8月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

＜最近5年間における資本金の額の増減＞

2018年9月 資本金の額を130百万円から1,630百万円に増資

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長および取締役社長を各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2022年8月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	78本	4,370,873百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	8本	81,560百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	86本	4,452,433百万円

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に従って作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度(自2021年1月1日 至2021年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度に係る中間会計期間(自2022年1月1日 至2022年6月30日)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	注記 番号	第25期 (2020年12月31日現在)	第26期 (2021年12月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)		千円	千円
流 動 資 産			
預金		3,133,817	4,570,642
有価証券		1,917,831	1,621,085
前払費用		81,538	65,463
未収入金		27,089	114,728
未収委託者報酬		1,584,883	3,051,626
未収運用受託報酬		720,701	895,717
流 動 資 産 合 計		7,465,859	10,319,261
固 定 資 産			
有形固定資産			
建物	*2	770,053	660,965
器具備品	*2	220,106	167,051
有形固定資産合計		990,159	828,016
無形固定資産			
ソフトウェア		618	412
電話加入権		2,204	2,204
無形固定資産合計		2,822	2,616
投資その他の資産			
投資有価証券		30,559	37,861
長期差入保証金		218,975	194,526
長期前払費用		19,646	18,354
繰延税金資産		509,583	608,223
投資その他の資産合計		778,763	858,964
固 定 資 産 合 計		1,771,744	1,689,596
資 産 合 計		9,237,603	12,008,857
(負債の部)			
流 動 負 債			
預り金		30,784	35,829
未払金			
未払手数料		598,252	1,417,316
未払委託計算費		14,608	24,200
その他未払金	*1	1,493,523	2,823,208
未払費用		222,247	240,824
未払賞与		509,100	657,216
未払法人税等		257,527	440,840
前受収益		23,333	13,333
流 動 負 債 合 計		3,149,374	5,652,766
固 定 負 債			
退職給付引当金		353,187	403,844
関係会社長期借入金		1,858,410	1,554,593
固 定 負 債 合 計		2,211,597	1,958,437
負 債 合 計		5,360,971	7,611,203
(純資産の部)			
株 主 資 本			
資本金		1,630,000	1,630,000
資本剰余金			
資本準備金		1,500,000	1,500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		887,149	1,207,935

利益剰余金合計	887,149	1,207,935
株主資本合計	4,017,149	4,337,935
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	140,517	59,719
評価・換算差額等合計	140,517	59,719
純資産合計	3,876,632	4,397,654
負債・純資産合計	9,237,603	12,008,857

(2)【損益計算書】

科 目	期 別 注記 番号	第25期 (自2020年1月 1日 至2020年12月31日)	第26期 (自2021年1月 1日 至2021年12月31日)
		金 額	金 額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬		17,129,599	34,651,137
運用受託報酬		1,340,039	1,784,623
販売代行報酬		62,801	248,571
その他営業収益	*1	5,295,180	13,331,168
営業収益計		13,237,259	23,353,163
営業経費			
支払手数料		7,631,332	16,603,457
広告宣伝費		104,511	137,531
調査費			
調査費		72,491	68,809
図書費		2,340	2,327
委託計算費		493,712	613,204
営業雑経費			
通信費		41,776	42,226
印刷費		30,730	34,836
協会費		18,232	21,987
諸会費		2,312	2,276
営業経費計		8,397,436	17,526,653
一般管理費			
給料			
役員報酬		116,112	134,453
給料・手当		1,351,104	1,483,892
賞与		563,121	638,530
交際費		3,931	3,429
旅費交通費		13,239	4,050
租税公課		81,930	82,756
不動産賃借料		259,172	249,682
退職給付費用		88,971	115,419
固定資産減価償却費		190,828	192,811
関係会社付替費用		520,782	622,428
諸経費		410,995	482,170
一般管理費計		3,600,185	4,009,620
営業利益		1,239,638	1,816,890
営業外収益			
受取利息		10,010	1,335
為替差益		92,273	-
その他営業外収益		863	1,713
営業外収益計		103,146	3,048
営業外費用			
為替差損		-	176,125
支払利息	*1	76,006	69,126

営業外費用計	76,006	245,251
経常利益	1,266,778	1,574,687
特別利益		
投資有価証券売却益	-	61
特別損失		
固定資産除却損	195	-
税引前当期純利益	1,266,583	1,574,748
法人税、住民税及び事業税	432,487	605,997
法人税等調整額	12,855	98,640
法人税等計	419,632	507,357
当期純利益	846,951	1,067,391

(3)【株主資本等変動計算書】

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,630,000	1,500,000	883,918	883,918	4,013,918	△ 40,191	3,973,727
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 843,720	△ 843,720	△ 843,720	-	△ 843,720
当期純利益	-	-	846,951	846,951	846,951	-	846,951
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	△ 100,326	△ 100,326
当期変動額合計	-	-	3,231	3,231	3,231	△ 100,326	△ 97,095
当期末残高	1,630,000	1,500,000	887,149	887,149	4,017,149	△ 140,517	3,876,632

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,630,000	1,500,000	887,149	887,149	4,017,149	△ 140,517	3,876,632
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 746,605	△ 746,605	△ 746,605	-	△ 746,605
当期純利益	-	-	1,067,991	1,067,991	1,067,991	-	1,067,991
株主資本以外 の項目の当期変 動額(純額)	-	-	-	-	-	200,236	200,236
当期変動額合計	-	-	320,786	320,786	320,786	200,236	521,022
当期末残高	1,630,000	1,500,000	1,207,935	1,207,935	4,337,935	59,719	4,397,654

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（時価のあるもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 2 ～ 10年

器具備品 3 ～ 10年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。
ソフトウェア 5年

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2)外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

未適用の会計基準等

(1)収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(2)時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準第19号 2020年3月31日）

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第25期 (2020年12月31日 現在)	第26期 (2021年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未払金 852,691千円	未払金 1,669,855千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 332,744千円 器具備品 174,016千円	建物 441,832千円 器具備品 220,949千円

（損益計算書関係）

第25期 (自2020年1月 1日 至2020年12月31日)	第26期 (自2021年1月 1日 至2021年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
その他営業収益 5,295,980千円 支払利息 76,006千円	その他営業収益 13,331,609千円 支払利息 69,126千円

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2020年6月10日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 843,720千円

1株当たりの配当額 25,881円

基準日 2019年12月31日

効力発生日 2020年 6月30日

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2021年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 746,605千円

1株当たりの配当額 22,902円

基準日 2020年12月31日

効力発生日 2021年 6月30日

（リース取引関係）

第25期 (自2020年1月 1日 至2020年12月31日)		第26期 (自2021年1月 1日 至2021年12月31日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1 年内	264,498千円	1 年内	264,498千円
1 年超	352,663千円	1 年超	88,166千円
合計	617,161千円	合計	352,664千円

（金融商品関係）

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第25期（2020年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	3,133,817	3,133,817	-
有価証券	1,917,831	1,917,831	-
未収入金	27,089	27,089	-
未収委託者報酬	1,584,883	1,584,883	-
未収運用受託報酬	720,701	720,701	-
投資有価証券	30,559	30,559	-
資産計	7,414,880	7,414,880	-
未払手数料	598,252	598,252	-
未払委託計算費	14,608	14,608	-
その他未払金	1,493,523	1,493,523	-
未払費用	222,247	222,247	-
未払賞与	509,100	509,100	-
未払法人税等	257,527	257,527	-
関係会社長期借入金	1,858,410	2,117,604	259,194
負債計	4,953,667	5,212,861	259,194

（注1）金融商品時価の算定方法に関する事項

- （１） 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- （２） 有価証券
有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- （３） 投資有価証券
投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。
- （４） 関係会社長期借入金
長期借入金は親会社からの借入れであり、時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）長期差入保証金

長期差入保証金 239,050千円は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	3,133,817	-	-	-	-	-
有価証券	1,917,831	-	-	-	-	-
未収入金	27,089	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,584,883	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	720,701	-	-	-	-	-
投資有価証券	30,559	-	-	-	-	-
合計	7,414,880	-	-	-	-	-

（注4）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
--	------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----

関係会社長期借入金	-	-	464,603	-	-	1,393,807
合計	-	-	464,603	-	-	1,393,807

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権および営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第26期（2021年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	4,570,642	4,570,642	-
有価証券	1,621,085	1,621,085	-
未収入金	114,728	114,728	-
未収委託者報酬	3,051,626	3,051,626	-
未収運用受託報酬	895,717	895,717	-
投資有価証券	37,861	37,861	-
資産計	10,291,659	10,291,659	-
未払手数料	1,417,316	1,417,316	-
未払委託計算費	24,200	24,200	-
その他未払金	2,823,208	2,823,208	-
未払費用	240,824	240,824	-
未払賞与	657,216	657,216	-
未払法人税等	440,840	440,840	-
関係会社長期借入金	1,554,593	1,714,841	160,248
負債計	7,158,197	7,318,445	160,248

（注1）金融商品時価の算定方法に関する事項

- (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券
有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。
- (4) 関係会社長期借入金
長期借入金は親会社からの借入れであり、時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 長期差入保証金

長期差入保証金 194,526千円は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	4,570,642	-	-	-	-	-
有価証券	1,621,085	-	-	-	-	-
未収入金	114,728	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	3,051,626	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	895,717	-	-	-	-	-
投資有価証券	37,861	-	-	-	-	-
合計	10,291,659	-	-	-	-	-

(注4) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	-	1,554,593
合計	-	-	-	-	-	1,554,593

(有価証券関係)

第25期（2020年12月31日現在）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	30,559	30,000	559
	小計	30,559	30,000	559
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		30,559	30,000	559

（注）有価証券のうち1,917,831千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券
該当事項はありません。

第26期（2021年12月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	37,861	35,000	2,861
	小計	37,861	35,000	2,861
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		37,861	35,000	2,861

（注）有価証券のうち1,621,085千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	2,052	61	-
合計	2,052	61	-

（退職給付関係）

第25期 （自 2020年1月 1日 至 2020年12月31日）	第26期 （自 2021年1月 1日 至 2021年12月31日）																
1. 採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>309,930 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>57,726 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>14,469 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>353,187 千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	309,930 千円	退職給付費用	57,726 千円	退職給付の支払額	14,469 千円	期末における退職給付引当金	353,187 千円	1. 採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>353,187 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>65,089 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>14,432 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>403,844 千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	353,187 千円	退職給付費用	65,089 千円	退職給付の支払額	14,432 千円	期末における退職給付引当金	403,844 千円
期首における退職給付引当金	309,930 千円																
退職給付費用	57,726 千円																
退職給付の支払額	14,469 千円																
期末における退職給付引当金	353,187 千円																
期首における退職給付引当金	353,187 千円																
退職給付費用	65,089 千円																
退職給付の支払額	14,432 千円																
期末における退職給付引当金	403,844 千円																

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産
非積立型制度の退職給付債務 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	非積立型制度の退職給付債務 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 貸借対照表に計上された負債と資産の純額
(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用	(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用
3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,855千円でありました。	3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,860千円でありました。

(税効果会計関係)

第25期 (2020年12月31日現在)	第26期 (2021年12月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 未払事業税否認 未払費用否認 親会社持分報酬制度負担額 賞与引当金損金算入限度超過額 貯蔵品 減価償却超過額 退職給付引当金損金算入限度超過額 原状回復費用否認 長期繰延資産（移転支援金） 繰延税金資産小計 将来減算一時差異における評価性引当額 繰延税金資産計	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 未払事業税否認 未払費用否認 親会社持分報酬制度負担額 賞与引当金損金算入限度超過額 貯蔵品 減価償却超過額 退職給付引当金損金算入限度超過額 原状回復費用否認 長期繰延資産（移転支援金） 繰延税金資産小計 将来減算一時差異における評価性引当額 繰延税金資産計
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 （調整） 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 評価性引当額取崩し その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 （調整） 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 評価性引当額 その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率

(資産除去債務関係)

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（関連当事者情報）

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,271,261 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	5,295,980	未払金	852,691
							諸経費の支払	520,782		

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	157,256 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社長期借入金	18,000
							支払利息	715	その他未払金	199

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	4,379,061 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・ 運用商品の 運用を 再委託	その他 営業収益	13,331,609	未払金	1,669,855
							諸経費の 支払	622,428		

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル市	157,256 千米ドル	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	13,500
							長期借入金の返済	4,500		
							支払利息	629	その他未払金	153

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

３．2021年6月30日において、関係会社長期借入金18,000千米ドルのうち、4,500千米ドルを返済いたしました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	17,129,599	1,340,039	62,801	5,295,180	13,237,259

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
18,470,439	5,289,155	55,975	13,237,259

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 5,289,155千円となります。

第26期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	34,651,137	1,784,623	248,571	13,331,168	23,353,163

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
36,436,201	13,324,321	241,283	23,353,163

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 13,324,321千円となります。

（1株当たり情報）

項 目	第25期 (自2020年1月 1日 至2020年12月31日)	第26期 (自2021年1月 1日 至2021年12月31日)
1株当たり純資産額	118,915 円 10 銭	134,897 円 38 銭
1株当たり当期純利益	25,980 円 10 銭	32,742 円 06 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式 が存在しないため記載しておりま せん。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第25期 (自2020年1月 1日 至2020年12月31日)	第26期 (自2021年1月 1日 至2021年12月31日)
当期純利益（千円）	846,951	1,067,391
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-

普通株式に係る当期純利益(千円)	846,951	1,067,391
期中平均株式数（株）	32,600	32,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第27期中間会計期間

2022年6月30日現在

(単位：千円)

資産の部		
流動資産		
預金		3,978,561
有価証券		1,915,462
未収入金		108,159
未収委託者報酬		2,781,617
未収運用受託報酬		374,507
その他		67,325
流動資産合計		9,225,631
固定資産		
有形固定資産		
建物	2	608,779
器具備品	2	148,050
無形固定資産		
		2,513
投資その他の資産		
投資有価証券		36,475
長期差入保証金		180,871
繰延税金資産		441,951
その他		518
固定資産合計		1,419,157
資産合計		10,644,788
負債の部		
流動負債		
預り金		30,124
未払金		
未払手数料		1,308,599
その他未払金	1	2,375,063
未払費用		348,437
未払法人税等		247,995
賞与引当金		311,204
前受収益		8,333
流動負債合計		4,629,755
固定負債		
退職給付引当金		413,603
関係会社長期借入金		1,833,975
固定負債合計		2,247,578
負債合計		6,877,333
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,630,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金合計		1,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		394,789
利益剰余金合計		394,789
株主資本合計		3,524,789
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		242,666
評価・換算差額等合計		242,666
純資産合計		3,767,455
負債・純資産合計		10,644,788

(2) 中間損益計算書

第27期中間会計期間

自 2022年1月 1日

至 2022年6月30日

(単位：千円)

営業収益		
委託者報酬		23,772,514
運用受託報酬		797,142
その他営業収益	1	9,108,177
営業収益合計		15,461,479
営業費用		
支払手数料		11,673,899
その他		549,219
営業費用合計		12,223,118
一般管理費	2	2,330,404
営業利益		907,957
営業外収益	3	4,992
営業外費用	4	255,291
経常利益		657,658
特別損失		
固定資産除却損		575
税引前中間純利益		657,083
法人税、住民税及び事業税		203,127
法人税等調整額		59,175
中間純利益		394,781

〔重要な会計方針〕

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

中間決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10年
器具備品	3～10年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（２）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（１）委託者報酬

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の純資産総額(以下「NAV」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのNAVに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。

（２）運用受託報酬

当社は、投資顧問契約に基づきファンドのNAVに応じて手数料を受領しております。

サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、対象となる投資顧問契約のもと、パフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（４）その他営業収益（投資顧問業取引に関する調整）

その他営業収益は当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づき毎月計算され、月次で収益を認識しております。

5．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

（２）外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

【会計方針の変更】

１．収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第２９号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。収益認識会計基準等の適用による、当中間財務諸表に与える影響はありません。

２．時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第３０号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

１ 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

２ 第27期中間会計期間末（2022年6月30日現在）の有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	494,018千円
器具備品	245,713千円

（中間損益計算書関係）

１ その他営業収益のうち、9,253,232千円につきましては、当社の親会社および海外グループ会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。

２ 第27期中間会計期間（自2022年1月1日 至2022年6月30日）の有形固定資産の減価償却実施額は、90,308千円及び無形固定資産の減価償却実施額は、103千円であります。

３ 営業外収益のうち主要なものは、受取利息 4,552千円となります。

４ 営業外費用につきましては、為替差損 221,796千円および支払利息 33,495千円となります。

（リース取引関係）

第27期中間会計期間末（2022年6月30日現在）

オペレーティング・リース取引（借主側）のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、以下のとおりであります。

１年以内	220,415千円
１年超	0千円
合計	<u>220,415千円</u>

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第27期中間会計期間末（2022年6月30日現在）の、中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金	1,833,975	1,859,421	25,446
負債計	1,833,975	1,859,421	25,446

（注）預金、未収委託者報酬、有価証券、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル１ （千円）	レベル２ （千円）	レベル３ （千円）	合計 （千円）
関係会社長期借入金	-	1,859,421	-	1,859,421
負債計	-	1,859,421	-	1,859,421

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第27期中間会計期間末（2022年6月30日現在）

中間貸借対照表計上額が、取得原価を超える投資有価証券は、以下のとおりであります。

中間貸借対照表計上額	36,475千円
取得原価	34,990千円
差額	<u>1,485千円</u>

有価証券のうち1,915,462千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって中間貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

（資産除去債務関係）

第27期中間会計期間（自2022年1月1日 至2022年6月30日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

第27期中間会計期間（自2022年1月1日 至2022年6月30日）

- 1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
- 3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第27期中間会計期間（自2022年1月1日 至2022年6月30日）

- 1．セグメント情報
当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。
- 2．関連情報
 - （1）製品及びサービスごとの情報
製品及びサービスごとに分類した売上は、以下のとおりであります。

委託者報酬	23,772,514千円
運用受託報酬	797,142千円
その他営業収益	9,108,177千円
合計	<u>15,461,479千円</u>

（2）地域ごとの情報

営業収益

顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類した売上は、以下のとおりであります。

日本	24,569,656千円
米国	9,250,280千円
その他	142,103千円
合計	<u>15,461,479千円</u>

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 9,250,280千円となります。

(1株当たり情報)

第27期中間会計期間（自2022年1月1日 至2022年6月30日）

1株当たり純資産額	115,566円11銭
1株当たり中間純利益	12,109円85銭

- (注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。
2 . 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	394,781千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	394,781千円
期中平均株式数	32,600株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：野村信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（2022年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下のとおりです。

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社熊本銀行	10,000百万円	

中銀証券株式会社は、募集・販売の取扱いを停止しております。

(3) 投資顧問会社

（参考情報）マザーファンドの投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2021年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	41億60百万米ドル [*] （約4,786億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝115.02円（2021年12月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資運用業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約30億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝155.24円（2021年12月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約8億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル＝83.42円（2021年12月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約12億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝14.75円（2021年12月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

^{*} 出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約に基づき、信託財産の運用の指図（国内余剰金の運用の指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアは、委託会社の全株を保有し、同社および、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

計算期間中に提出した書類及び提出年月日

2022年 5 月26日 有価証券報告書

2022年 5 月26日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2022年3月18日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年10月26日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信の2022年3月1日から2022年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュース株投信の2022年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月16日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中

間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する中間監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。